

大津市子ども読書活動推進計画 (第三次)

「楽しく読書ができる環境づくりを進め、
本が大好きな大津っ子を育みます」



大津市教育委員会

— 目次 —

第1章 第三次計画の策定にあたって.....	1
1 子どもの読書活動推進の意義.....	1
2 計画策定までの経緯.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の対象.....	3
第2章 子どもの読書活動の現状と課題.....	4
1 第二次計画の取り組みの成果と課題.....	4
2 国及び滋賀県の動向と社会情勢.....	12
第3章 計画の基本的な考え方.....	14
1 基本目標.....	14
2 基本方針.....	14
第4章 子ども読書活動推進の取り組み.....	15
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実.....	15
基本方針2 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及.....	19
基本方針3 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進.....	21
第5章 計画の推進に向けて.....	22
1 推進体制.....	22
2 啓発、広報の推進.....	22
3 関係機関、子ども読書活動団体との連携、協力.....	22
第6章 指標の設定.....	23
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実.....	23
基本方針2 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及.....	24
基本方針3 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進.....	24

第1章 第三次計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

子どもは読書をすることで、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、思考力や判断力を養うなど、人生をより深く生きていくうえで欠かすことのできない多くの力を身につけていきます。

乳幼児期には保護者や周りの大人からの語りかけや関わりによって、さまざまな感情を体験し、少しずつ言葉の基礎となるものを蓄積していきます。また、絵本を見たり、読み聞かせをしてもらうことで本と接し、語彙が増え、物語にも関心を持ちはじめます。

学齢期に入り文字を学ぶようになると、読書への興味がより一層深くなり、本に描かれる世界に身を投じることによって、その世界を体験し、想像力を育み、作者の考え方や意図するものを読みとることで、生き方を学び、自分の世界を大きく広げていきます。同時に、保護者や友だちと感想を話し合うことで色々な感じ方、考え方があることに気づき、多様な物の見方を学ぶことができます。また、多くの本を読むことで多様な考え方に触れることができ、それらを糧に自分の考えをまとめ、確立していくことで、自ら学ぶ力を身につけることができます。

また、子どもが楽しく自主的に読書活動を行うには、家族などで読書を楽しむことも重要です。家庭で読書を行い、感想を話し合うことで親子の会話を生み、コミュニケーションのきっかけにもなります。

このように、子どもが楽しく自主的に読書に親しみ、読書習慣が身につけられるよう、本市をはじめ、社会全体で子どもの読書活動を推進することが重要であることから、本計画を策定するものです。

2 計画策定までの経緯

国は、平成13年に、子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画は、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を進めることを基本理念とするものです。平成20年3月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を、また平成25年5月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」が閣議決定されました。

また、文字・活字文化は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」として、平成17年7月には、文字・活字文化振興法が施行されました。平成18年には「教育基本法」が改正され、平成19年6月には、新しい教育基本法の理念を受けて、「学校教育法」が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられました。また、平成22年を「国民読書年」と定め、読書活動の更なる気運の醸成を図るため、政官民協力のもと、国をあげてさまざまな取り組みが行われました。平成27年4月には「学校図書館法の一部を改正する法律」が施行されました。

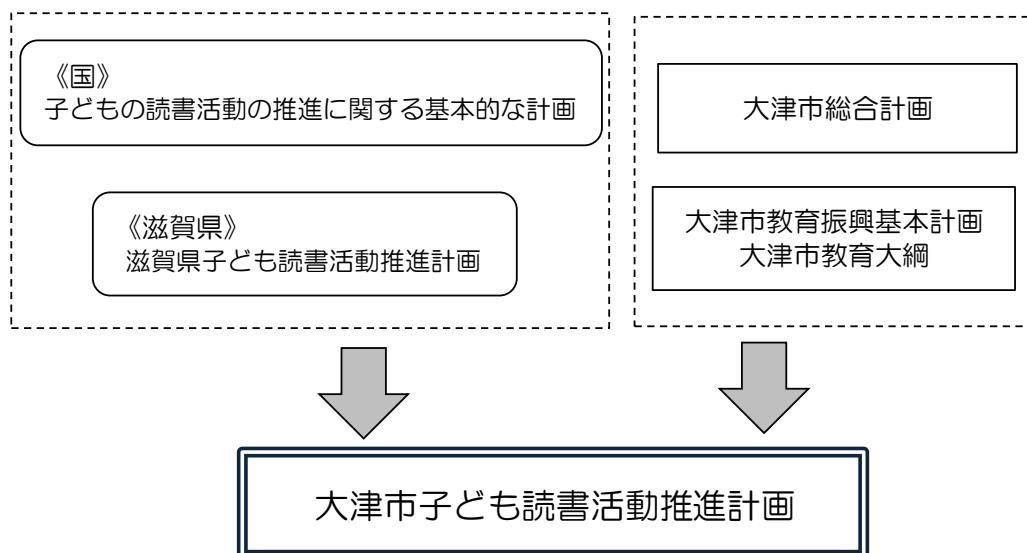
滋賀県では、平成17年2月に、県内のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行えるよう、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、そのための環境整備を積極的に推進することを基本理念として、「滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成22年3月に第二次計画を、平成26年12月に第三次計画を策定しました。

大津市では、これら国及び県の計画を基本としながら、子どもの読書環境を計画的に整備し、子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するため、平成19年3月に、「大津市子ども読書活動推進計画（第一次）」を、平成24年に第二次計画を策定し、子ども読書活動の推進に取り組んでまいりました。



3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「大津市総合計画」及び「第2期大津市教育振興基本計画・大津市教育大綱」を上位計画とし、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みについて示した個別分野の計画として位置づけるものです。



4 計画の期間

この計画の期間は平成29年度から概ね3年間とし、必要に応じて見直しを行います。

年度 (平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）					子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）					子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）									
滋賀県	第1次滋賀県子ども読書活動推進計画					第2次滋賀県子ども読書活動推進計画					第3次滋賀県子ども読書活動推進計画									
大津市					大津市子ども読書活動推進計画（第一次）					大津市子ども読書活動推進計画（第二次）					大津市子ども読書活動推進計画（第三次）					

5 計画の対象

この計画の対象は、0歳から概ね18歳までを対象とします。

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

1 第二次計画の取り組みの成果と課題

第二次計画の取り組み状況、成果指標の達成状況及び第三次計画策定に係る市民アンケートなどから、取り組みの成果と課題をまとめました。

アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

「大津市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定するにあたり、子どもの読書活動の状況を把握し、策定における基礎資料として活用するため。

(2) 調査実施期間

平成28年5月26日～6月24日

(3) 調査対象及び抽出・調査方法

調査対象		標本数	有効回収数(件)	有効回収率(%)	抽出方法	調査方法
20歳以上の大津市民(無作為抽出)		3,000人	1,157	38.6	無作為抽出	郵送調査
子ども読書活動団体		58団体	44	75.9	子ども読書活動団体	
保護者	小学4年生	262人	221	84.4	PTA連合会の各ブロックから1校を任意で抽出し、同校の1クラスを抽出	学校を通じて配布回収
	中学2年生	264人	206	78.0		

※ 20歳以上の大津市民への調査は、第3次大津市生涯学習推進計画策定のために実施した市民意識調査の中に子どもの読書活動に関する項目を追加して実施。

(1) 家庭における取り組みの成果と課題

[取り組みと成果]

① 乳幼児健診などを通じた啓発及び情報提供

「赤ちゃん手帳」に読み聞かせの重要性や絵本と接することの大切さを記載し、啓発を行いました。また、10か月児健診や大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業¹での読み聞かせの推奨、絵本を紹介するチラシなどを配布し、情報提供を行いました。

② 家庭での家族ぐるみの読書の推進

子育て総合支援センターでは、絵本の常設、おすすめの絵本の紹介などを行い、図書館や児童館、公民館などでは、親子で参加するおはなし会などを開催し、家庭での読書習慣の大切さについて啓発を行い、家庭での子ども読書活動の推進を図りました。

[課題]

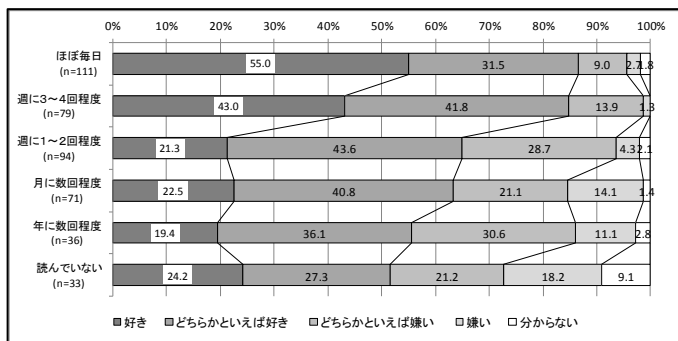
・ 乳幼児期に本に親しむ機会の創出と、発達段階に応じた図書情報の提供

乳幼児期から本を身近に感じることができるよう、親子などで読書を楽しめる機会や、おはなし会などを継続して開催する必要があります。また、継続して読書の楽しさを感じられ

¹ 「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業」：新生児訪問と乳児家庭全戸訪問を合わせ、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問し、赤ちゃんや子育てについての相談に応じたり、大津市における子育てサービスや育児に関する情報を伝える事業。新生児訪問では依頼書をもとに助産師、保健師等が家庭を訪問し、乳児家庭全戸訪問では新生児訪問をうけていない家庭を保育士と地域の民生委員児童委員が2人1組で訪問している。

るよう、発達段階に応じた適切な本の紹介など情報提供も必要になります。

■子どもの読書に対する関わり（姿勢） × 子どもへの読み聞かせ頻度



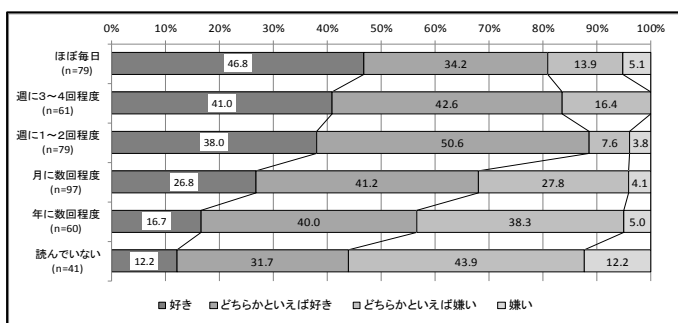
保護者に対する設問で、子どもの読書に対する関わり（姿勢）と子どもへの読み聞かせ頻度を尋ねた設問をクロス集計すると、子どもへの読み聞かせ頻度が多いと、本を読むことが「好き」、「どちらかといえば好き」な子どもが多いことが分かります。

※「子ども読書活動に関するアンケート調査」より

・読書の大切さの啓発

保護者の読書に対する関わり（姿勢）が子どもの家庭での読書頻度に影響を与えています。また、子どもの読書活動を推進するために、「家族で一緒に読書をする時間をつくる」ことができていないということが分かりました。このため、保護者自身も本を読む習慣を身につけ自らが読書をする姿を見せたり、家庭で読書を楽しむ機会をもつなど、読書の大切さや意義について啓発する必要があります。

■保護者の読書に対する関わり（姿勢） × 家庭での子どもの読書頻度



保護者に対する設問で、保護者の読書に対する関わり（姿勢）と家庭での子どもの読書頻度を尋ねた設問をクロス集計すると、保護者が本を読むことが「好き」であれば、子どもの家庭での読書頻度が多くなる傾向が分かります。

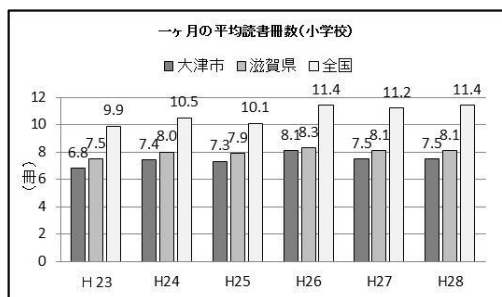
※「子ども読書活動に関するアンケート調査」より

・読書習慣の形成

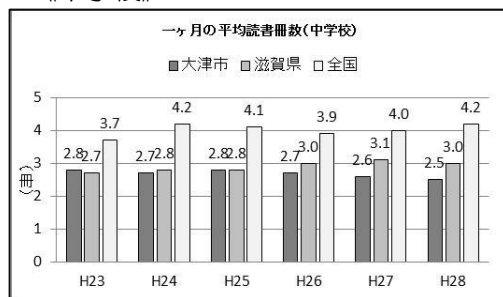
児童生徒の一か月の平均読書冊数（平成28年度）は、小学校7.5冊、中学校2.5冊となっており、県や全国の平均よりも下回っています。また、小学生と中学生で一ヶ月の平均読書冊数に約5冊の差があり、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向があることが分かります。子どもが読書に興味や関心を持ち、読書を習慣づけることができるような取り組みが必要です。

■第二次計画【指標3】児童生徒の一ヶ月の平均読書冊数（冊）

《小学校》



《中学校》



(2) 保育園、幼稚園における取り組みの成果と課題

[取り組みと成果]

①読書環境の整備、充実

在園児親子だけでなく未就園児親子を対象としておはなし会などを実施し、より多くの親子に絵本の楽しさを伝えました。また、幼稚園では、蔵書の充実を図り、絵本に興味や関心をもって楽しめる場所を整備しました。

②絵本の良さを伝える保育士、教諭などの人材の充実

保育士や教諭を対象に絵本をテーマにした研修会を開催し、意識と知識の向上を図りました。

③家庭への読書の重要性についての啓発

保育園では、おたよりや参観などで絵本を楽しむ子どもの姿を通して、保護者に関心をもってもらい、読み聞かせの大切さを啓発しました。また、幼稚園では、保護者が読み聞かせを体験したり、絵本についての学習会に参加する機会を提供するなど、幼児期の読書の重要性について啓発しました。

[課題]

・本の魅力を伝える情報提供とおはなし会などの継続した開催

保育園、幼稚園では、読み聞かせを通して子どもたちが絵本やおはなしに親しむ機会を増やすことが大切です。絵本を貸し出し、家庭で絵本に触れる環境づくりを支援したり、絵本の紹介や展示などを通して、乳幼児期から身近に本に触れ、読書の楽しさに気づくための取り組みが必要です。

・保育士、教諭などの資質向上と子ども読書活動団体との連携

図書館などと協力し、講座や研修会に参加することで、保育者が本に対する知識や読み聞かせの技能を高め、乳幼児期にふさわしい絵本やおはなしに触れる環境を作ることが必要です。また、より充実した読書環境となるよう地域の読書ボランティアとの連携も重要です。

・子どもの読書活動に関する関心の普及

子どもの心の発達に絵本の読み聞かせが大切であることを保護者に伝えるためには、様々な機会を通して、まず大人が絵本に親しめるよう、絵本の大切さを情報発信することが必要です。また、保育士や教諭を対象とした研修会へ参加し、知識を深めることも必要です。

(3) 小・中学校における取り組みの成果と課題

[取り組みと成果]

①施設、設備及び蔵書の充実

図書購入費の他に、学校図書充実事業による蔵書の充実と書架の整備により、児童生徒が発達段階に応じた本に出会えるよう、利用しやすい読書環境を提供しました。

②人材の充実

学校司書²を配置し、学校図書館の環境整備と児童生徒の読書活動を支援しました（平成28年度は前期：小学校6校、中学校2校 後期：小学校4校、中学校4校に配置）。

また、初任者研修において、学校図書館教育と読書活動についての講義と演習を実施し、専門性の向上を図りました。学校司書を配置した学校からは、学校図書館の環境整備に加

² 「学校司書」：司書教諭等と協力して、学校図書館の運営の専門的業務に携わる職員。

え、図書の読み聞かせやブックトーク³で本を紹介したことで、児童生徒の図書への興味・関心が喚起されたり、図書館等と連携し、学習に関連する資料を準備したことで、各教科での学習に深まっています。また、学校司書がいることで、学校図書館が児童生徒にとって心の休まる居場所にもなっています。

③読書習慣の形成

学校だよりなどを通して、家庭での読書習慣の大切さを啓発しました。また、ほぼすべての小・中学校において、朝読書⁴を主とする全校一斉の読書活動を週1回以上実施し、読書習慣の確立に努めました。

その結果、朝読書などの全校一斉の読書活動で静かに読書を行うことが、心を落ち着かせて次の学習に入ることができることにつながるるとともに、本を全く読まない児童生徒の割合（不読率⁵）の減少に大きな役割を果たしました。

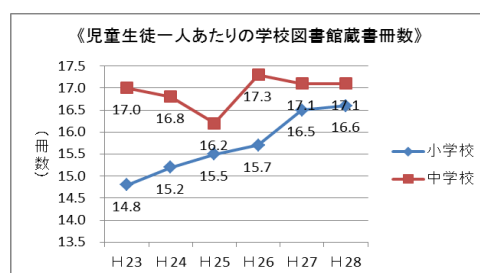
【課題】

・読書環境の整備

平成27年度の学校図書館図書標準による蔵書数の達成率は小学校で約85%、中学校で約68%となっており、小学校で約5万4千冊、中学校で約7万5千冊の図書が不足しています。毎年、図書の充実に努めていますが、蔵書整理により廃棄する図書も多く、目標の蔵書数を達成することが困難な状況です。図書館が実施する団体貸出を有効的に利用するなど、図書館との協力体制のより一層の強化が必要です。

■第二次計画【指標1】児童生徒一人あたりの学校図書館蔵書冊数（冊）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (28年度)	担当課
小学校	14.8	15.2	15.5	15.7	16.5	16.6	18.0冊	学校教育課
中学校	17.0	16.8	16.2	17.3	17.1	17.1	20.0冊	

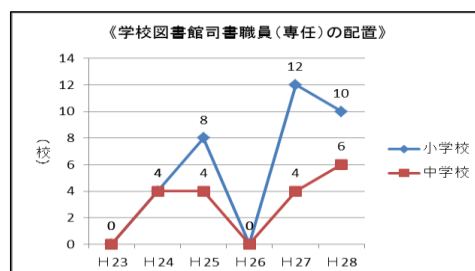


・人材の充実

12学級以上の学校には司書教諭⁶が配置されていますが、その多くは学級担任などの兼務であり、読書活動推進のために十分な時間をかけられない状況です。学校司書については、小学校、中学校あわせて16校に配置していますが、配置されている学校も1校につき週2日（1日4時間）で半期のみとなっており、引き続き、人材の充実が必要です。

■第二次計画【指標4】学校司書（専任）の配置（校）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (28年度)	担当課
小学校	0	4	8	0	12	10	36校	学校教育課
中学校	0	4	4	0	4	6	18校	



3 「ブックトーク」：テーマにそって何冊かの本を様々な角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

4 「朝読書」：学校の始業前の時間を利用して、児童生徒が、自分で選んだ本を読むなどの活動。

5 「不読率」：1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合。

6 「司書教諭」：学校図書館法の規定に基づく学校図書館の専門的職務に携わる職員（教諭）。

・教職員の積極的な関与

読書活動の重要性を認識し、子どもが読書に親しむ習慣をつけさせていくためには、子どもに直接関わりのある教職員の積極的な関与が求められます。そのためにも、司書教諭の専門性を高める研修と、初任者から読書活動の重要性を認識するための研修を継続して実施していく必要があります。

・読書習慣の形成

学校だよりなどで保護者に学校での読書活動の様子を知らせ、子どもたちの読書に関する情報を提供することによって、大人も含めた家庭における読書習慣の形成が必要です。

また、小・中学校で取り組んでいる朝読書などの全校一斉の読書活動は、読書習慣の形成に重要な役割を果たしており、本を全く読まない児童生徒を減らし、読書習慣を形成するうえで、継続して実施する必要があります。

・子ども読書活動団体や図書館との連携

子どもの読書習慣の確立に向けて、学校や家庭での取り組みのみならず、地域やPTAの読書ボランティアなどとの連携を強めるとともに、図書館と協力して読書活動の推進を図ることが必要です。

(4) 図書館における取り組みの成果と課題

[取り組みと成果]

①資料の充実、読書スペースの確保

児童書や大活字本、外国語資料を購入し、蔵書や資料の充実を図り、環境の整備に努めました。また、児童書コーナーの表示や見出しのリニューアルなどを行い、本に対して興味を高められるよう工夫しました。

②読み聞かせ事業などの展開

小学生までを対象とした絵本の読み聞かせなどのおはなし会を中心に、講演会や講座などを開催し、おはなしのおもしろさを伝える機会の提供を行いました。また、要望に応じて、図書館以外の場所でもおはなし会やブックトークなどを開催しました。

③司書、職員の能力向上

図書館事業として講座や館外の研修に職員が参加し、知識や技術の向上を図りました。

④児童図書、青少年図書に関する案内の充実

大人向けの出前講座を実施するほか、児童図書に関する質問や読みたい本を選ぶ支援などの相談を行いました。また、大型絵本やパネルシアターのリストを作成し、希望する園へ配布しました。

⑤学校、保育園、幼稚園などとの連携

年度当初に「図書館通信」を配布し、学校・園へのサービス⁷について情報提供を行いました。また、要望に応じ、子ども向けの出前講座や職員向けの出前講座を実施するとともに、団体貸出⁸を積極的に行いました。

⁷ 「学校・園へのサービス」：団体貸出のほか、調べ学習の支援、おはなし会やブックトークなどの出前講座、施設見学や職業体験の受入、学校図書館の整備支援など。

⁸ 「団体貸出」：図書館の利用登録をした学校・園などの団体利用者に対する貸出サービス。読み聞かせ用の本や朝読書・調べ学習用の本の提供など、各団体での事業の支援を目的に行っている。

⑥文庫⁹団体、ボランティア団体の把握、活動支援

子ども読書活動団体と連携した読書講座などの開催・案内について情報提供しました。

[課題]

・資料の充実

アンケートにも見られるように、図書館への期待は大きく、すべての子どもたちが自由に身近に本と出会えるように、今後も資料を充実させていく必要があります。

・本の魅力を伝える情報提供とおはなし会などの継続した開催

子どもたちが自分の読みたい本、発達段階に応じた本、さまざまな発見ができるような本と出会えるように、多くの子どもたちや親子で参加できるおはなし会などの機会を継続して提供することや、本の興味を深められるような図書案内の充実なども重要な課題です。

・図書館司書¹⁰の能力の向上

子どもと本を結びつける図書館職員が専門知識を習得し、経験を重ねることが必要です。積極的に研修会に参加するなど、継続した研修や育成を行い、知識や技術の向上に努める必要があります。

・子ども読書活動に関する関心の普及

図書館では毎年、大人向けに、子どもの読書活動について講演会や出前講座を行っています。各事業、図書館の利用、出前講座について広く情報提供し、子どもの読書活動への理解と関心を深めてもらう取り組みをする必要があります。

・学校・園などとの連携

学校・園へのサービスについては、利用は増えてきているものの、引き続き周知を行い、団体貸出の拡充や移動図書館の利用促進を図ることが重要です。

■第二次計画【指標5】市立図書館が行う団体貸出の貸出冊数（冊）

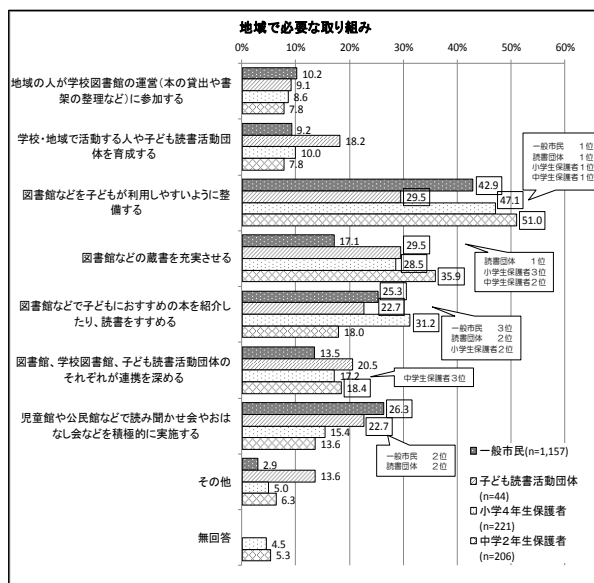
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (28年度)	担当課
団体貸出	30,571	31,879	34,373	34,034	33,895	35,261	33,000冊	図書館

(5) 公民館・児童館における取り組みの成果と課題

[取り組みと成果]

①読書環境の整備、充実

■地域で必要な取り組み



※「子ども読書活動に関するアンケート調査」(対象：一般市民、保護者、読書団体)より

9 「文庫」：主に子どもの読書を進めるために、個人あるいは地域のボランティアが集まって、公民館や地域の集会所、個人の家庭などで本の貸し出しやおはなし会を行う場、あるいはその組織。

10 「図書館司書」：図書館法の規定に基づいて図書館に置かれた専門的業務に従事する職員。

多くの公民館では、親子対象のおはなし会や人形劇などを開催し、読書の重要性について啓発するとともに、図書コーナーを設置し、郷土資料の充実に努めました。

児童館では、おすすめの絵本を紹介するコーナーの設置など図書室を利用しやすい環境の整備を行いました。また、児童書、絵本、乳児用ふれあい絵本など購入するとともに、友達と一緒に見る楽しさを得られるよう大型絵本を購入し、蔵書の充実に努めました。

②家庭や地域への読書の重要性についての啓発

児童館において、講座を開催したり、親子ふれあい活動の中で、児童の年齢や季節に応じた絵本の読み聞かせを行い、読書に関わる情報の提供と読書の重要性についての啓発を行いました。

③図書館やボランティアなどとの連携

半数以上の公民館において、「子どもの居場所づくり事業」として地域の読書ボランティアなどによる読み聞かせや人形劇、パネルシアター¹¹などを実施しました。児童館で、地域の読書ボランティアや母親クラブ¹²の会員によるおはなし会を開催するなど、ボランティア団体との連携を図りました。

[課題]

・蔵書の充実

子どもたちの読書への興味や関心が高まるような選書により、蔵書内容の充実に努め、絵本、児童書の紹介コーナーを工夫するなど、図書室をより一層充実していく必要があります。

・おはなし会などの継続した開催

読書の楽しさを感じられるようなおはなし会などを継続して開催することが必要です。

・子どもの読書活動に関する関心の普及

公民館や児童館で実施する事業や講座を通じて、保護者に対し、読み聞かせや読書の大切さについて理解し、関心をもってもらえるよう、継続して普及啓発する必要があります。

・子ども読書活動団体や図書館との連携

子どもの読書活動を推進するには、子ども読書活動団体との連携や図書館との協力した取り組みが重要です。地域の子どもの読書活動団体と連携して事業を実施することで、地域の人材育成を図ることも期待されます。

(6) 障害のある子どもに対する取り組みの成果と課題

[取り組みと成果]

①読書環境の整備、充実

図書館において、児童書の大活字本や点字絵本などを購入しました。また、録音図書の貸し出しや、郵送による図書の貸し出しを実施しました。学校においては、すべての子どもにニーズに応じた蔵書の充実に努めました。

②職員の専門性の向上

学校や図書館職員の専門的な研修会、講習会への参加を促進し、すべての子どもに対す

¹¹ 「パネルシアター」：布を張ったパネルに絵や人形を貼ったり外したり動かしたりしながらお話を展開する方法。

¹² 「母親クラブ」：児童館を拠点として、子どもをもつ家庭の母親たちと連帯・親睦を図りながら、家庭における子育て、地域児童の健全育成など、子どもたちの育成環境を整えるために活動するボランティア団体。

る読書活動を推進しました。

③利用サービスの周知、広報

図書館では、広報おおつでの郵送貸出サービスについての周知や、学校に対して点字絵本の所蔵についての周知を行いました。

【課題】

・障害のある子どもに対しての読書環境の整備

障害の程度により、十分に絵本や本で物語を楽しむことができない、もしくはそういった機会をもちにくいことも考えられます。図書館では、引き続き、障害に対する理解を深めるための図書の収集に努めます。また、学校においても豊かな読書活動が体験できるよう、子どもの障害の程度及び発達段階に伴うニーズに応じた蔵書の充実が必要です。

・利用サービスの周知、広報

利用できるサービスについての周知が十分ではなく、サービスの内容についても調査が必要です。

(7) 子ども読書活動団体、読み聞かせボランティアなどにおける取り組みの成果と課題

【取り組みと成果】

①ボランティアの育成、交流

図書館では、子ども読書活動団体向けの講習会や読書ボランティア入門講座を開催し、講座を修了された方の中からボランティアを募り、おはなし会を開催しました。また、子育て総合支援センターにおいて、読書ボランティアや大津っ子子育て応援隊¹³と連携した毎日のおはなし会や毎月のおはなし劇場を開催しました。

②情報収集と提供

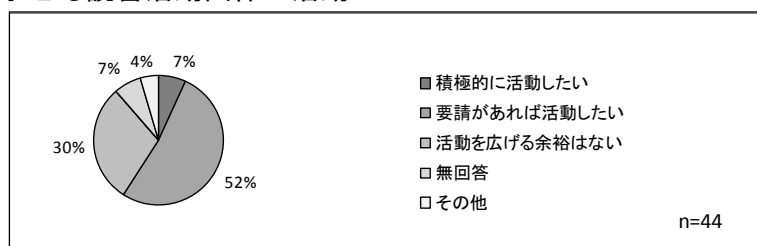
図書館で作成した月刊広報誌を子ども読書活動団体へ送付し、情報の共有化を図りました。また、読書ボランティアの活動をしたい方と団体をつなぐ役割も果たしました。

【課題】

・活動への支援、連携

59%の子ども読書活動団体、読書ボランティアが、現在の活動場所以外での活動を求めており、積極的に活動できるよう、支援していく必要があります。また、子育て総合支援センターでは、ボランティアグループや大津っ子子育て応援隊などが事業に参画し、連携を図っています。個々の自信やスキルアップの機会を提供することが大切です。

■子ども読書活動団体の活動について



※「子ども読書活動に関するアンケート調査」
(対象：読書団体)より

¹³ 「大津っ子子育て応援隊」：大津市子育て総合支援センターの育ち合い活動への参画に賛同した個人が、養成研修を受講し、「大津っ子子育て応援隊」として登録をした有償ボランティア。居住地域における仲間のつながりづくりや子どもをもつ家族の育ち合い活動の支援を行っている。

2 国及び滋賀県の動向と社会情勢

(1) 国の動向、社会情勢

①「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正

平成20年6月の図書館法の改正や社会の変化、新たな課題への対応などの必要性を受けて、平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正されました。この改正によって、私立図書館に関する規定を新たに設けるとともに、図書館は地域の情報拠点として知識や情報資源を蓄積、保存、提供することなど、重要な役割を担うことを明確にし、図書館相互の連携のみならず、学校図書館、大学図書館、民間団体などとの連携に努め住民の学習活動を支援するよう規定されました。また、多様な図書館資料の計画的な整備や、利用者の課題に対応したサービスの充実、図書館における学習の成果を発揮する活動としてのボランティア活動などの機会の提供などに努めるよう規定されました。

②国の第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定

平成25年5月に国の第三次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画では、成果として、図書館の児童への貸出冊数（年間）が過去最高となったこと、全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加したことなどをあげています。課題については、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向や地域における取り組みの差が顕著であること、学校図書館資料の整備が不十分であることがあげられ、これらを解決するために、「①家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組、②子どもの読書活動を支える環境の整備、③子どもの読書活動に関する意義の普及」を基本的方針として掲げ、家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進するための必要な方策が示されています。

③「学校図書館法」の一部改正

平成26年6月に学校図書館法の一部が改正され（平成27年4月1日施行）、学校司書が法律上に位置づけられました。改正法では、新たに第6条を設け、「(前略)専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。」とし、同条第2項では、「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されました。

さらに、附則において「(前略)この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とし、国は、学校司書の資格及び養成の在り方などを検討し、必要な措置を講ずると明記しています。

(2) 滋賀県の動向

滋賀県では、平成26年12月に「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画では、成果として、公立図書館における県民1人あたりの貸出冊数は全国1位を維持していること（平成24年度実績）、児童生徒の読書率は全国平均を上回っていることなどをあげています。課題については、全校一斉の読書活動を実施している中学校の割合が減少し、全国平均を下回っていること、公立図書館と連携している中学校の割合が減少し、全国平均を下回っていること、学校段階が進むにつれて読書率が下がる傾向などがあげられています。これを受けて、この計画では、「学校における読書活動の推進およびその拠点となる学校図書館の整備」、「高校生の読書活動推進への働きかけ」を重点的に取り組むこととしました。基本目標を「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」とし、基本的方針を「子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実」、「家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進」、「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」として掲げ、家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進するための施策の方向が示されています。

(3) 新しい情報通信技術の発達

近年の情報通信技術の発達により、子どもの読書環境にも新たな可能性が広がっています。スマートフォンやタブレット端末等の普及が進むとともに、電子書籍の利用がますます拡大し、図書館等の利用にも影響を及ぼす可能性があります。また、インターネットによる調べものの増加など、読書環境の多様化が予想されるため、情報通信技術の発達状況を見守りながら、今後の取り組みを検討していきます。



第3章 計画の基本的な考え方

子どもの読書活動は、心身の成長と深く関わりがあり、子どもの発達段階に応じて、絵本や本を読むことは、言葉を学び、表現力を高めるなど、心身の健全な成長を助けます。第三次計画では、第二次計画での取り組みの成果と課題を踏まえ、乳幼児期、小学生期・中学生期、高校生期のすべての子どもを対象に子どもの読書活動に関する施策を総合的に進めることを目的とし、次の基本目標と基本方針を掲げ、子どもの発達段階に応じた子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

1 基本目標

「楽しく読書ができる環境づくりを進め、本が大好きな大津っ子を育みます」

2 基本方針

子どもの読書活動推進の基本目標を実現するため、次の3つの基本方針に基づき具体的な取り組みを進めます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子どもが読書の楽しさに気づき、その楽しさを感じる力を養い、読書習慣を形成していくことができるよう、乳幼児期から本と気軽に自由に出会える発達段階に応じた環境づくりに努めることが必要です。

そのために、家庭、地域、学校において、すべての子どもが身近なところで本と出会い、触れることができるよう、子どもと本をつなぐ役割を担う人材の育成、人的な環境整備に努めるとともに設備等の物的諸条件の整備・充実に努めます。

(2) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは読み聞かせをしてもらうことで、言葉の面白さや物語が展開していく楽しさを体験し、大人から童話や民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見ることで読書意欲を高めていきます。

子どもの自主的な読書活動を推進するために、保護者、教師、保育士など子どもにとって身近な大人が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、関心をもつことができるよう、普及、啓発に努めます。

(3) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進

自主的に読書に親しむ本が大好きな子どもを育てるためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要です。

特に、家庭、地域、学校のそれぞれが、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供してくれる子ども読書活動団体や読書ボランティアと連携することは大変重要です。

家庭、地域、学校が読書の重要性を認識し、それぞれの役割を果たすとともに、最も身近な家庭、子どもの読書活動に携わる学校や幼稚園、保育園、図書館などの関係機関、子ども読書活動団体や読書ボランティアが緊密に連携、協力をしながら読書活動を推進していきます。

第4章 子ども読書活動推進の取り組み

基本方針1

子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

- (1) 蔵書の充実
- (2) レファレンス・読書相談機能の強化
- (3) 子どもが読書に親しむ機会の提供
- (4) 読書習慣の形成と継続
- (5) 全ての人々が読書を楽しむ環境整備
- (6) 情報の発信と情報化への対応、他市町との連携推進

(1) 蔵書の充実

- ◇来館者が気軽に本に触れることができるよう、読書環境の整備、充実に努めます。
- ◇「学校図書充実事業」を推進し、児童生徒の学習のために必要な図書資料や興味、関心に合った蔵書の充実に努めます。
- ◇乳幼児期、学齢期のすべての子どもたちが自由に身近に本と出会えるよう、図書館サービスと資料を拡充させていきます。

【主な事業】

- 読書環境の整備、充実
 - ・本の貸し出し、閲覧の推進（子ども家庭課）
 - ・児童館での蔵書の充実（子ども家庭課）
 - ・絵本、児童書の紹介（子ども家庭課）
 - ・地域に根ざした関係図書の収集、充実（生涯学習課）
- 施設、設備及び蔵書の充実
 - ・学校図書館蔵書の充実（学校教育課）
 - ・学校図書館備品の充実（学校教育課）
- 資料の充実、開架スペースの整備
 - ・児童図書や青少年図書のさらなる充実と、子どもたちの読書欲求に応える蔵書の構築（図書館）

(2) レファレンス¹⁴・読書相談機能の強化

- ◇学校図書館が「学習情報センター¹⁵」、「読書センター¹⁶」としての機能を発揮できるよう、各校の要望に基づいた必要備品の整備に努めます。

¹⁴ 「レファレンス」：利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

¹⁵ 「学習情報センター」：学校図書館が、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用できる場としての機能を果たすこと。

¹⁶ 「読書センター」：学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場としての機能を果たす。

- ◇蔵書の選定、図書の陳列や整理整頓、子どもたちへの助言や資料の紹介など、読書活動の推進に関して司書教諭の果たす役割は大きいものです。司書教諭の配置の拡充とその専門性を活かし、各校における全校的な協力体制の確立に努めます。
- ◇学校司書の配置の拡充に努め、学校図書館を活用した学習や読書活動をより一層進めていきます。
- ◇学校図書館及び図書館は、子どもの読書活動を推進する場であるとともに、児童生徒の「居場所」にもなります。学校図書館を自由かつ利用しやすい居場所になるよう環境の整備に努めます。
- ◇児童図書の蔵書検索や貸出情報、おはなし会の開催などに関する情報を提供することは、子ども読書活動を推進するうえで非常に大切です。
- ◇司書の資格を保有した職員の適正な配置に努めます。

【主な事業】

○人材の充実

- ・学校司書の配置の拡充（学校教育課）
- ・図書館の利用が難しい子どもたちに対するサービスの見直し（図書館）
- ・本を見つけやすい棚作りと魅力的な展示（図書館）

（3）子どもが読書に親しむ機会の提供

- ◇子どもが読書に親しみ、楽しさを感じてもらえるとともに、読書に興味や関心をもち、読書習慣を身につけることができるよう、さまざまな場でおはなし会などの機会を提供します。
- ◇各園での読み聞かせを中心に、子どもたちが絵本やおはなしに触れる保育環境を提供します。

【主な事業】

○おはなし会などの機会の提供

- ・2歳6か月児健診での読み聞かせ（健康推進課）
- ・子育て総合支援センターでのおはなし会、おはなし劇場の開催（子育て総合支援センター）
- ・各園での読み聞かせ（幼児政策課）
- ・各園での絵本の貸し出しの実施（幼児政策課）
- ・児童館などでのおはなし会の開催（子ども家庭課、生涯学習課）
- ・児童館での絵本の貸し出しの実施（子ども家庭課）
- ・図書館内外での発達段階に応じたおはなし会や読書イベントなどの開催（図書館）
- ・子育てステーション事業、未就園児親子通園事業における読み聞かせ（幼児政策課）

○絵本やおはなしに触れる場の提供

- ・各園での読み聞かせ（幼児政策課） **再掲**
- ・各園での絵本の貸し出しの実施（幼児政策課） **再掲**
- ・子育てステーション事業、未就園児親子通園事業における読み聞かせ（幼児政策課） **再掲**
- ・幼稚園での「学校図書充実事業」による蔵書の充実（幼児政策課）
- ・幼稚園・保育園での絵本コーナーなどの設置（幼児政策課）

(4) 読書習慣の形成と継続

- ◇保護者に対し、読書の大切さ、意義について啓発を行い、家庭において家族などで読書をする習慣をつくっていくことの大切さを呼びかけます。
- ◇学校だよりなどを通して保護者に学校での読書活動の様子を知らせ、子どもたちの読書に関する情報を提供することによって、大人も含めた家庭における読書習慣の形成を促進します。

【主な事業】

- 読書の大切さ、意義についての啓発及び家庭での読書の推進
 - ・「赤ちゃん手帳」への読書の大切さの掲載（健康推進課）
 - ・乳幼児健診での保護者への啓発（健康推進課）
 - ・乳幼児健診室へ図書紹介のチラシの設置（健康推進課、図書館）
 - ・10か月児健診での絵本ガイドの配布（健康推進課）
 - ・大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業での絵本のチラシの配布（子育て総合支援センター、健康推進課）
 - ・来館者の意見を取り入れ、おすすめの絵本や読み聞かせのポイントを紹介（子育て総合支援センター）
 - ・各園での保護者への啓発（幼児政策課）
 - ・絵本についての講座や学習会の開催（幼児政策課）
 - ・学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供（学校教育課）

(5) 全ての人を読書を楽しめる環境整備

- ◇学校において豊かな読書活動を体験できるようにしていくため、子どもの障害の程度及び発達段階に伴うニーズに応じた蔵書の充実に努めます。
- ◇障害の有無に関わらず全ての人が、読書を楽しめるよう、図書サービスと資料の充実に努めます。
- ◇障害に対する適切な理解に基づく読書活動推進のため、関係職員の子どもたちの発達や障害理解に関する研修会への参加を促進します。

【主な事業】

- 障害のある子どもに対しての読書環境の整備・充実
 - ・子どもの障害の程度及び発達段階に伴うニーズに応じた蔵書の充実（学校教育課）
- 障害のある子どもに対しての読書環境の整備・充実
 - ・障害に応じた利用しやすい図書の収集（図書館）
 - ・障害のある子どもが利用できるサービスについての周知、広報（図書館）
- 障害のある子どもに対しての職員の専門性の向上
 - ・障害理解に関する研修会への参加促進（学校教育課）

(6) 情報の発信と情報化への対応、他市町との連携推進

- ◇発達段階に応じた図書の案内の作成を通して、子どもたちが、より多くの本を楽しめる機会を増やしていきます。

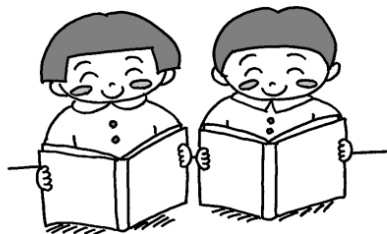
◇図書館では、子ども読書活動を推進するため、利用しやすいホームページの作成や利用者用情報機器の設置、インターネットによる図書の貸出手続きなど、さらなる情報化が図れるよう働きかけます。

◇他都市との連携を強化し、市域を越えた図書の貸し出しが、より一層拡充するよう検討していきます。

【主な事業】

○図書の案内の充実

- ・利用目的などに応じた図書の案内の作成（図書館）
- ・利用しやすい図書館のための情報機器等の活用（図書館）



基本方針2 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- └(1) 子ども読書活動の大人への理解と関心の普及
- └(2) 職員、教員の能力の向上

(1) 子ども読書活動の大人への理解と関心の普及

- ◇保護者に対し、読書の大切さ、意義について啓発を行い、家庭において家族などで読書をする習慣をつくっていくことの大切さを呼びかけます。
- ◇子どもの読書活動についての講演会や講座を行うことで多くの人に読書の重要性を伝えていきます。
- ◇保護者に対し、事業や講座を通して読書の重要性について啓発し、読書に関わる情報提供を行い、おはなしを通じて親子が触れ合う楽しさを伝えます。
- ◇子どもにとっての絵本の大切さを、保護者に伝える取り組みを進めます。

【主な事業】

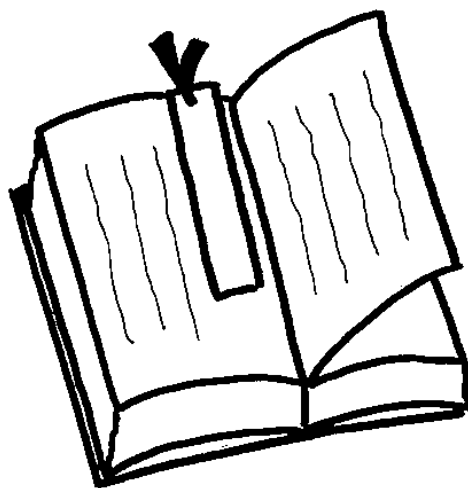
- 読書の大切さ、意義についての啓発及び家庭での読書の推進
 - ・「赤ちゃん手帳」への読書の大切さの掲載（健康推進課） **再掲**
 - ・乳幼児健診での保護者への啓発（健康推進課） **再掲**
 - ・乳幼児健診室へ図書紹介のチラシの設置（健康推進課、図書館） **再掲**
 - ・10か月児健診での絵本ガイドの配布（健康推進課） **再掲**
 - ・大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業での絵本のチラシの配布（子育て総合支援センター、健康推進課） **再掲**
 - ・来館者の意見を取り入れ、おすすめの絵本や読み聞かせのポイントを紹介（子育て総合支援センター） **再掲**
 - ・各園での保護者への啓発（幼児政策課） **再掲**
 - ・絵本についての講座や学習会の開催（幼児政策課） **再掲**
 - ・学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供（学校教育課） **再掲**
- 子どもの読書活動についての理解と関心の普及
 - ・子ども読書講演会の開催（生涯学習課）
- 読書の重要性についての啓発
 - ・乳幼児を持つ保護者対象の講座を通じた保護者への啓発（子ども家庭課）
 - ・絵本選定のポイントや絵本の楽しみ方の紹介（子ども家庭課）
 - ・「子どもの居場所づくり事業」を通じた保護者への啓発（生涯学習課）
- 子どもにとっての絵本の大切さを伝える取り組み
 - ・各園での保護者への啓発（幼児政策課） **再掲**
 - ・絵本についての講座や学習会の開催（幼児政策課） **再掲**
 - ・各園での絵本の貸し出しの実施（幼児政策課） **再掲**
 - ・子どもの読書活動に関する講演会や講座の開催（図書館）

(2) 職員、教員の能力の向上

- ◇学校図書館の運営や読書指導に関わる研修会を実施し、司書教諭をはじめとする学校図書館関係者の専門性の向上と意識の高揚を図ります。
- ◇学校図書館の利用や読書活動が定着できるよう、初任者研修において、学校図書館教育と読書指導についての研修を実施します。
- ◇図書館職員の知識、技術の向上に努め、その経験が活かされるよう努めます。

【主な事業】

- 読書習慣の形成
 - ・学校だよりなどでの子どもたちの読書に関する情報提供（学校教育課） 再掲
- 学校図書館の円滑な運営と利用
 - ・学校図書館関係者への研修会の実施（学校教育課）
 - ・教科等領域別研究部会学校図書館教育部会において研修会の実施（教育センター）
 - ・初任者研修において研修会の実施（教育センター）
- 司書、職員の資質の向上
 - ・司書の専門的な資質の向上のための積極的な研修の受講と実践（図書館）



基本方針3 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進

└(1) 地域や読書ボランティアなどとの連携の推進

(1) 地域や読書ボランティアなどとの連携の推進

- ◇子どもたちの読書環境を豊かにするよう、積極的に地域や関係機関との連携を図ります。
- ◇図書館との協力体制の強化や地域、PTAの読書ボランティアなどとの連携を進め、「子ども読書の日」、「全校一斉読書（朝読書など）」、「校内読書週間」における取り組みを引続き、実施します。
- ◇子育て総合支援センターなどでの取り組みを支援するため、子ども読書活動団体、読書ボランティアとの連携を図ります。
- ◇図書館の協力や子ども読書活動団体、読書ボランティアとなお一層の連携を図り、事業を開催します。
- ◇学校・園や庁内各所管課と協力し、各事業の展開と読書推進活動の支援に努めます。
- ◇庁内各所管課や子ども読書活動団体と連携し、各事業の推進と読書推進活動の支援に努めます。

【主な事業】

○地域や関係機関との連携

- ・図書館の利用促進（図書館・幼児政策課）
- ・講座や研修会への参加（図書館・幼児政策課）
- ・地域の読書ボランティアや保護者、絵本サークルとの連携（幼児政策課）

○読書ボランティアや関係機関との連携

- ・図書館との協力体制の強化（学校教育課）
- ・地域やPTAの読書ボランティアなどとの連携（学校教育課）

○子ども読書活動団体、読書ボランティアとの連携

- ・子育て総合支援センターでの読書ボランティアとの連携（子育て総合支援センター）

○関係機関や子ども読書活動団体、読書ボランティアとのさらなる連携

- ・地域の人材、読書ボランティアなどと連携した事業の実施（子ども家庭課）
- ・図書館の出前講座による「おはなし会」や団体貸出の活用（子ども家庭課、図書館）
- ・移動図書館の巡回予定の公民館だよりへの掲載（生涯学習課、図書館）
- ・子ども読書活動団体、読書ボランティアと連携した事業の実施（生涯学習課）

○学校・園や庁内各所管課との連携による事業展開

- ・学校・園などで行う読書活動や学校図書館、図書コーナーの環境整備や蔵書整備への協力（学校教育課・図書館）
- ・学校・園などへの団体貸出や出前講座、移動図書の活用、図書館利用案内の配布（図書館）
- ・庁内各所管課で実施する子ども読書活動推進事業との連携（図書館）

○庁内各所管課や各種関係団体との連携による事業展開

- ・庁内各所管課で実施する子ども読書活動推進事業との連携（図書館）

○文庫団体、子ども読書活動団体との連携

- ・文庫団体、子ども読書活動団体との協働事業の実施と活動支援（図書館）

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

子どもの読書活動の総合的で継続的な推進のためには、学校・園、各種機関などが本計画に掲げる諸事項を計画的に実施していくことが重要ですが、それぞれの取り組み状況を把握し、全体的な事業を調整する組織、体制も必要です。そのため、関係各課などで構成する推進組織¹⁷を設け、計画の進捗状況について確認と評価を行い、より効果的な計画の推進を図ります。

また、子どもの読書活動の重要性について、関係各課などがそれぞれの取り組みを通して、意識を高めていくよう努めなければなりません。そのためには、関係機関が連携、協力し、市民との協働を大切にしながら「大津市子ども読書活動推進計画（第三次）」に基づいて、子どもの読書活動を推進していきます。

2 啓発、広報の推進

・子ども読書活動の推進に向けた社会的な機運を高めるため、「子ども読書の日」（4月23日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）などに合わせて、読書活動のより一層の啓発に努めます。

・「大津市子ども読書活動推進計画（第三次）」について、ホームページなどを通して市民に同計画内容を広く知らせていきます。あわせて、同計画の達成状況についても公表します。

3 関係機関、子ども読書活動団体との連携、協力

大津市内には学校・園や図書館などを拠点に、おはなし会などを行い、活発に活動を続けている団体、ボランティアが多く、講演会、学習会などを定期的で開催している団体があります。こうした団体の活動が、子どもの読書活動の推進に大きな力となっています。

それぞれの団体などの実態に即して、その知識、技術の向上や活動内容の充実、活性化を促し、必要に応じて情報交換を行えるように図書館を中心としたネットワークを形成し、連携、協力して子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

学校・園、公民館、児童館、図書館などが、それぞれの役割を積極的に果たすとともに、子ども読書活動団体、読書ボランティアなどと連携、協力して、子どもの読書活動の推進を図ります。

¹⁷ 「推進組織」：大津市子ども読書活動推進委員会。子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ効果的に行うために設置した、関係各課などの所属長などで構成する委員会。

第6章 指標の設定

この計画では、子ども読書活動推進計画の推進状況を概観できる指標を使って、数値目標を設定します。この指標の達成状況の把握によって、この計画の進行管理を行っていきます。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

No.	指 標 名		現状	目標 (H31)	担当課
1	子育て総合支援センターでのおはなし会やおはなし劇場の参加人数【新規】		7,531人 (H27)	7,600人	子育て総合支援センター
2	2歳6か月児健診での読み聞かせ参加人数【新規】		90% (H27)	100%	健康推進課
3	図書館における「おはなし会」などの事業開催回数と参加人数【新規】		169回 3,337人 (H27)	180回 3,500人	図書館
4	児童館事業における「おはなし会」などの事業開催回数【新規】		460回 (H27)	560回	子ども家庭課
5	公民館事業における「おはなし会」などの事業開催回数【新規】		121回 (H27)	140回	生涯学習課
6	児童生徒一人あたりの学校図書館蔵書冊数	小学校	16.6冊 (H28)	18.0冊	学校教育課
		中学校	17.1冊 (H28)	20.0冊	
7	学校図書館図書標準達成校割合	小学校	10/37校 (H27)	15/37校	学校教育課
		中学校	0/18校 (H27)	4/18校	
8	学校司書の配置	小学校	10/37校 (H28)	19/37校	学校教育課
		中学校	6/18校 (H28)	9/18校	

※「学校図書館図書標準」は、公立の義務教育諸学校において、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。

小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	3,000+520×(学級数-2)
7~12	5,080+480×(学級数-6)
13~18	7,960+400×(学級数-12)
19~30	10,360+200×(学級数-18)
31~	12,760+120×(学級数-30)

中学校

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	4,800+640×(学級数-2)
7~12	7,360+560×(学級数-6)
13~18	10,720+480×(学級数-12)
19~30	13,600+320×(学級数-18)
31~	17,440+160×(学級数-30)

基本方針2 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

No.	指 標 名	現状	目標 (H31)	担当課
9	10か月児健診での絵本ガイドの配布人数 【新規】	97% (H27)	100%	健康推進課
10	一ヶ月間に一冊も本を読まな かった児童生徒の割合（不読 率） 【新規】	小学校	3.0% (H28)	生涯学習課
		中学校	11.7% (H28)	
11	子どもの読書活動に関する講座の実施回数 【新規】	4回 (H27)	10回	図 書 館
12	図書館教育担当者研修会への参加校数 【新規】	49/55校 (H28)	55/55校	学校教育課

基本方針3 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進

No.	指 標 名	現状	目標 (H31)	担当課
13	ボランティア、学生によるおはなし会やおは なし劇場の開催回数【新規】	63回 (H27)	64回	子育て総合 支援センター
14	市立図書館と団体貸出を実施している地域 文庫・読書活動推進団体の数【新規】	83団体 (H27)	100団体	図 書 館
15	地域ボランティアによる読み聞かせや学校 図書館環境整備が行われている学校数 【新規】		55/55校	学校教育課
16	市立図書館と団体貸出を実施している学 校・園の数【新規】	81学校・園 (H27)	100学校・園	図 書 館

大津市子ども読書活動推進計画（第三次）

発 行 平成 29 年 7 月

発行者 大津市教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8575 大津市御陵町 3-1

TEL 077-528-2635

FAX 077-523-5735